

板橋区任意予防接種等助成事業に関する実施要綱

(令和元年8月8日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が感染症の集団感染を防止し、発症率を低減させ重症化を予防するためのワクチンの任意予防接種又は抗体検査（以下「任意予防接種等」という。）を受ける区民の経済的負担を軽減することを目的として、当該任意予防接種等の助成事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任意予防接種 予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する予防接種以外の予防接種をいう。
- (2) 抗体検査 予防接種法の規定により実施する風しんの抗体検査以外の風しんの抗体検査をいう。
- (3) 受託医療機関 区と事業の実施について、委託契約を締結した医療機関（区と公益社団法人板橋区医師会（この号において「板橋区医師会」という。）との委託契約により受託した板橋区医師会に所属する医療機関を含む。）をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、接種日又は検査日現在、区に住民登録のある者（ドメスティック・バイオレンス被害者等として支援の決定を受けている世帯である場合は、区内に居住する者を含む。）のうち、別表のとおりとする。

(任意予防接種等の種類及び回数)

第4条 この要綱に基づき任意予防接種等ができる種類及び回数は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により特に必要と区が認めた場合は任意予防接種等を行うことができる。

(助成額)

第5条 対象者が、区内の受託医療機関において、任意予防接種等をした場合の1回当たりの助成額は、別表のとおりとする。

(自己負担額)

第6条 対象者が、区内の受託医療機関において、任意予防接種等をした場合の自己負担額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、感染症の急激な拡大等やむを得ない事情により特に必要な場合は、区は、対象者と期間を定めて自己負担額を免除することができる。

(実施方法)

第7条 対象者は、接種予診票又は検査申込書に必要事項を記入し、区内の受託医療機関に提出した上で、任意予防接種等を受けるものとする。

2 区は、区内の受託医療機関と任意予防接種等に関する事業を実施する旨の委託契約を別に定める「板橋区任意予防接種等助成事業委託契約書」により交わし、当該委託契約の定めに従い、委託料（助成額）を支払うものとする。

3 前条の自己負担額については、受託医療機関にて収受を行うものとする。
（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項は、必要に応じ、保健所長が別に定める。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

対象者	種類	回数	助成額	自己負担額
1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日までの者	おたふくかぜワクチン接種	1回	(接種)3,000円 (予診のみ)(※1) (事務費)(※1)	(接種)(※2) (予診のみ)免除
小学校就学前1年間(5歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の者	おたふくかぜワクチン接種	1回 (ただし、令和6年9月1日以後に限る。)	(接種)3,000円 (予診のみ)(※1) (事務費)(※1)	(接種)(※2) (予診のみ)免除
2歳以上19歳未満で予防接種法に基づく麻しん風しんワクチンの定期予防接種の機会を逃した者	麻しん風しん混合ワクチン、麻しん単抗原ワクチン又は風しん単抗原ワクチンのいずれかの接種	定期予防接種の機会を逃した回数	(接種)(※1)から自己負担額を引いた額 (予診のみ)(※1) (事務費)(※1)	(接種)(麻しん風しん混合ワクチン)1回接種当たり1,000円(※3) (麻しん単抗原ワクチン又は風しん単抗原ワクチン)1回接種当たり500円(※3) (予診のみ)免除

<p>小学6年生から 高校1年生相当 (11歳に達する 日の翌日以後の 最初の4月1日 から16歳に達 する日以後の最 初の3月31日 まで)の男性</p>	<p>ヒトパピローマ ウイルスワクチ ン接種(ただ し、男性への適 応が薬機法上認 められたワクチ ンに限る。)</p>	<p>3回まで</p>	<p>(接種)(※1) (予診のみ)(※ 1) (事務費)(※1)</p>	<p>(接種)免除 (予診のみ)免除</p>
<p>19歳以上であ って、(1)妊娠 を希望する女 性、(2)妊婦又 は(1)のパート ナー、(3)妊婦 の同居人 ----- のいずれかに該 当する者のうち ----- (ア)過去に検査 を受けていな い、(イ)過去に 風しんの予防接 種(麻しん風し ん混合を含 む。)を受けて いない、(ウ)過 去に風しんにり 患したことがな いのすべてに該 当する者</p>	<p>風しん抗体検査</p>	<p>1回</p>	<p>(検査)(※1) (事務費)(※1)</p>	<p>(検査)免除</p>

<p>19歳以上であ って、(1)妊娠 を希望する女 性、(2)妊婦又 は(1)のパート ナー、(3)妊婦 の同居人</p>	<p>麻しん風しん混 合ワクチン又は 風しん単抗原ワ クチンのいずれ かの接種</p>	<p>1回</p>	<p>(接種)(※1) (事務費)(※1)</p>	<p>(接種)免除</p>
<p>のいずれかに該 当する者のうち (ア)区が実施す る風しんの抗体 検査、(イ)妊婦 健診、(ウ)自ら 受けた風しんの 抗体検査のいず れかで低抗体で あると判明し、 その結果が確認 できる者。ただ し、明らかに2 回以上の接種記 録を確認できる 者は除く。</p>				
<p>50歳以上の者</p>	<p>帯状疱疹ワクチ ン接種</p>	<p>(乾燥弱毒生水 痘ワクチン)1 回、(乾燥組換 え帯状疱疹ワク チン)2回まで</p>	<p>(接種)(乾燥弱 毒生水痘ワクチ ン)4,000円、 (乾燥組換え帯 状疱疹ワクチ ン)接種1回当 たり10,000円 (事務費)(※1)</p>	<p>(接種)(※2)</p>

(※1) 予防接種法の規定により実施する予防接種及び診療報酬に準ずる金額

(※2) 受託医療機関が定める接種費用から当該予防接種の助成額(接種)を差し引いた額

(※3) 生活保護世帯に属する対象者は自己負担額を免除し、その額を助成額に加算する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和6年3月22日区長決定）

- 1 この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われた任意予防接種等の助成については、なお従前の例による。